

香川県条例第20号

香川県営住宅条例の一部を改正する条例

香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格) 第6条 略</p>	<p>(入居者の資格) 第6条 一般県営住宅等（一般県営住宅又は準特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）又は特別県営住宅に入居することができる者は、次の各号（高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下「単身居住が困難な者」という。）を除く。）にあっては、第1号を除く。）の条件を具備する者でなければならない。                      (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）がある者であること。                      (2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。                      (3) 入居の許可の申請をした日において、一般県営住宅等にあつては次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を超えない額の収入のある者、特別県営住宅にあつては規則で定める額の収入のある者であること。                      ア 入居者及び同居者のいずれもが高齢者である場合、入居者又は同居者のいずれかが障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要がある場合として規則で定める場合 214,000円以下で規則で定める額                      イ アに掲げる場合以外の場合 158,000円以下で規則で定める額                      (4) 知事がやむを得ない事情があると認める場合を除き、入居の許可の申請をした日において、県税を滞納していない者であること。                      (5) 入居の許可の申請をした日において、県営住宅の家賃を滞納していない者であること。                      (6) 入居の許可の申請をした日において、県営住宅の家賃に滞納がある者と当該家賃が未払となっている期間に配偶者（婚姻の届出をしないが</p>

2 略

3 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第29条第1項に規定する居住制限者については、第1項第2号の条件を具備する者を同項第1号及び第3号から第7号までの条件を具備する者とみなす。

4～6 略

事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）として同居していた事実がない者であること。

(7) 同居しようとする親族のうちに、前2号の条件のいずれかを具備しない者を含まない者であること。

(8) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者であること。

2 略

3～5 略

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。